

交	00	01	3 年
(令和11年3月末まで保存)			

交 企 第 1 8 8 号
(地 域 、 交 規 、 交 指)
令 和 7 年 8 月 5 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

安全運転管理者の選任促進に向けた取組の更なる推進と安全運転管理者の業務の適正な実施について

見出しのことについては、これまで安全運転管理者の未選任事業所（以下「未選任事業所」という。）の把握と安全運転管理者の選任促進に向けた取組を行ってきたところであるが、先般、他県において交通事故の発生を端緒に未選任事業所が選任義務違反で検挙された事例があり、引き続き、未選任事業所の把握と安全運転管理者の選任促進に向けた取組の推進を図っていく必要があるほか、安全運転管理者が行うべきアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が適切に行われていない事例も認められるなど、安全運転管理者の業務が適正かつ確実に行われることとなるよう、事業所への指導も引き続き行っていく必要がある状況を踏まえ、下記のとおり、安全運転管理者の選任促進に向けた取組や安全運転管理者制度の適正な運用のための取組を強化されたい。

記

1 未選任事業所の効果的・効率的な把握等

(1) 自動車の保管場所証明等事務との連携等による未選任事業所の把握の強化

ア 自動車保管場所証明情報の活用

自動車保有関係手続のワンストップサービスに係る警察共同利用型システム（J-POSS）では、自動車保管場所証明情報（以下「保管場所情報」という。）のデータ出力が可能であり、同一の保管場所に5台以上の車両を届け出ているなど、安全運転管理者の選任対象となる可能性が認められる事業所をツールを用いて抽出することが可能となる。

警察庁が配布するツールを利用するなどの方法により、安全運転管理者の届出情報と照合するなどして未選任事業所を把握し、選任に向けた指導等を徹底すること。

なお、当該ツールの運用については、別途通知する。

イ 自動車保管場所証明申請受理時の対応

安全運転管理者事務取扱担当者は、自動車保管場所証明事務取扱担当者と連携の上、法人や企業等（以下「法人等」という。）から自動車保管場所証明の申請を受理した場合における自動車保有台数に関する質問や、申請に係る自動車の大きさから判断して乗車定員が11人以上の可能性がある場合における質問等を通じて、安全運転管理者の選任対象事業所である可能性が認められた場合は、更に調査を行い、未選任事業所の把握に努めること。

ウ 個人情報の取扱い

ア及びイのいずれにおいても、個人情報を含む情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき適切に取り扱うこと。

(2) 未選任事業所把握のための具体的方策

ア 職員に対する教養の実施

未選任事業所を把握するためには、従事する職員が安全運転管理者制度を十分に理解していることが重要であることから、職員への教養を徹底すること。

イ あらゆる警察活動を通じた未選任事業所の把握の推進

あらゆる警察活動の機会等を活用し、法人等が安全運転管理者の選任事業所（以下「選任事業所」という。）であるか否かを把握することに努めるほか、未選任事業所であった場合には選任のための指導を行うこと。

特に、業務中の運転者による交通事故や飲酒運転等の交通違反を取り扱った際には、その背後責任について捜査を徹底するとともに、選任事業所であるか否かの確認を確実に実施し、未選任事業所であった場合には選任義務違反の立件についても検討すること。

ウ 新規把握に対する表彰等

各警察署にあっては、未選任事業者の把握等に功労が認められる職員に対して、積極的に賞揚を図ること。

特に実績が顕著である職員に対しては、交通部長賞を授与するので、該当者がいる場合は、交通企画課に報告すること。

また、選任事業所が安全な運転管理のために効果的な取組を行っていること等を把握した場合は、交通企画課に申報すること。

(3) 選任状況に関する情報の公開による選任の促進

安全運転管理者を選任した旨の届出がなされている事業所に関する情報を青森県警察ホームページに掲載するなど、情報の公開に努めること。

なお、公開する情報には、少なくとも事業所名を含めることとするが、所在地などの事業所の特定が容易となる情報についても、青森県情報公開条例等に照らして支障が生じないことをあらかじめ確認した上で、可能な限り公開すること。

(4) 警察署地域課との連携強化

警察署地域課に安全運転管理者制度について十分な説明を実施した上、地域

警察官の行う巡回連絡等の活動を通じて、未選任事業所の発見や事業者に対する制度の周知を依頼するなど、警察署地域課との連携を強化し、当該取組の一層の推進を図ること。

(5) 安全運転管理者制度の周知徹底

ア 各種交通窓口業務における安全運転管理者制度の案内等

各種交通窓口業務において、法人等からの申請を受理する際に安全運転管理者制度の案内を行うことや、ポスターの掲示を行うこと等による安全運転管理者制度の周知を図ること。

イ 関係機関・団体等と連携した各業界団体等に対する安全運転管理者の選任義務等についての周知徹底

税務署、地方運輸局、司法書士会、行政書士会等の法人等と接する機会のある関係機関・団体と連携し、各業界団体等に対して安全運転管理者の選任をはじめとした業務に使用する自動車の使用者における義務についての周知徹底を図ること。

ウ SNSやウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した安全運転管理者制度の周知徹底

青森県警ホームページやSNS等のあらゆる媒体を活用し、安全運転管理者制度の概要や安全運転管理者が行うべき業務等について周知を図ること。

この際、自動車の使用者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならないことや選任しなかった場合に罰則が課されることについて重点的に周知するなど、特に未選任事業所への呼び掛けに寄与する周知内容を検討すること。

2 選任事業所における安全運転管理者の業務の適正な実施

(1) 府令に定める安全運転管理者の業務の確実な実施

ア 点呼等の実施及び酒気帯び確認等の確実な実施

府令第9条の10に規定する安全運転管理者の業務を適正かつ確実に実施するよう、事業者への指導を強化すること。

なお、府令第9条の10第5号及び第6号に規定する安全運転管理者の業務の実施については、「安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等について」（令和7年3月11日付け交企第437号）により、留意事項を示しているので参考とすること。

イ 交通事故等の発生時における義務履行状況の確実な確認

業務中の運転者による交通事故や飲酒運転等の交通違反を取り扱った際には、その背後責任について捜査を徹底するとともに、選任事業所における安全運転管理者の業務の実施状況について確実に確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対しては、道路交通法第75条の2の2第1項の規定により、必要な報告又は資料の提出を求めるほか、必要な指導を実施

するなど、安全運転管理者の適正な業務を実施するための事業者による積極的な取組を促す措置を講ずること。

(2) 選任事業所への周知

府令第9条の10に規定する安全運転管理者の業務が適正かつ確実に行われることとなるよう、安全運転管理者講習等の機会を通じて周知を図ること。

(3) 外国人を雇用する選任事業所に対する交通安全教育や安全運転指導実施の働き掛け

外国人を雇用する選任事業者に対して、運転者に対する交通安全教育の実施及び運転者に対する安全運転指導の実施は、安全運転管理者の業務であることを説明した上で、外国人運転者に対しても、外国人運転者向けの交通安全教育を行うとともに、交通事故及び交通違反の防止に向けた安全運転指導を行うように働き掛けること。

また、安全運転管理者を選任する基準に満たない事業者に対しても、安全運転管理者の選任の必要性について質疑を受けるなどした場合には、雇用者等に対して同様の働き掛けを行うこと。

本件担当：交 通 企 画 課
交 通 安 全 対 策 係